



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 日 新 商 事 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 阿 部 泰 弘
(コード番号 7490 東証 第二部)
問 い 合 せ 先 総 務 部 長 中 島 博
T E L 0 3 - 3 4 5 7 - 6 2 5 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 62 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えて、第 2 条（目的）に定める事業目的の表現の変更を行うほか、表現の明確化を図るため所要の変更を行うものであります。
- (2) 「電子公告制度の導入のため商法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 87 号）が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款第 4 条（公告の方法）の当社の公告方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）並びに会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - ① 当社の機関の位置づけを明確にするため、変更案第 4 条（機関）を新設するものであります。
 - ② 定款に定めることにより単元未満株主の権利を制限することができることから、変更案第 9 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネットによる開示が可能となるため、変更案第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - ④ 取締役会をより機動的に運営するため、その決議につき、書面又は電磁的記録により、その承認を行うことができるよう、変更案第 25 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
 - ⑤ 上記のほか、会社法に基づく必要な規定の加除、修正、移行、新設、みなし規定の追加など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 定款の変更予定日

平成 18 年 6 月 29 日

3. 定款の変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (条文省略)</p> <p>(1) } (条文省略)</p> <p>{ (1 4)</p> <p>(1 5) 不動産利用業</p> <p>(1 6) 水処理に関するろ過装置等の販売</p> <p>(1 7) (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社が発行する株式の総数は、3,040 万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会決議による自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。</p> <p>2 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>{ (1 4)</p> <p>(1 5) 不動産賃貸業</p> <p>(1 6) 管理医療機器等の販売</p> <p>(1 7) (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,040 万株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>2 当社は、7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、実質株主名簿又は株券喪失登録簿への記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱並びに手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 本定款に定めのある場合のほか、必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故がある時は、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数によってこれを決する。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事はその経過の要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名して保存する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会においてこれを選任する</p> <p>2 取締役の選任には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第19条 取締役会は、法令又は本定款に定める事項その他当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議をもって代表取締役を定める。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、各1名、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会の議事はその経過の要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名して保存する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2 法令又は定款に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、あらかじめ定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>3 監査役及び補欠監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>4 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p> <p>5 補欠監査役は法令又は定款に定める監査役の数に欠くことになった時に就任する。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠により就任した監査役の任期及び補欠監査役が就任した場合の任期は、<u>退任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(監査役会の権限)</p> <p>第30条 監査役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、<u>当会社における監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項を決定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定める場合を除き、<u>監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第34条 監査役会の議事はその経過の要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名して保管する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の報酬)</p> <p>第36条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第38条 会計監査人に任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時ま</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第37条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第38条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者にこれを支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">(事業年度)</p> <p>第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</p>